仕　様　書

１．件名　　（長期継続契約）粉末自動給茶機賃貸借

２．物件設置場所　　市川市八幡１丁目１番１号　市川市役所第１庁舎６階

３．賃貸借期間　　令和９年１月１日～令和 14 年 12 月 31 日（72 ヶ月）

４．賃貸借物件納入期限　　令和８年 12 月 25 日

５．賃貸借物件　　粉末自動給茶機

６．内容　　粉末自動給茶機一式１台の賃貸借及び保守

７．物件納入費用の負担と納入状態

物件費用は、賃貸人が負担する。
物件は、使用可能な状態に調整し納入する。

８．給茶機一式仕様

（１）給茶機はフロアタイプのものを使用し、水道直結・直接排水方式とする。

（２）給茶機より各飲料を選択し、提供することができるものとする。

・緑茶１種類（冷・温）　・冷水　・お湯

（３）提供される各飲料についての温度設定、濃さ、湯量・冷水量の設定が可能なものとする。

（４）機器については賃貸借とし、機器の設置並びに撤去に係る費用は、賃貸人の負担とする。但し、賃貸借を継続した場合には、賃貸借の終了後に機器の全てを撤去するものとする。

（５）利用の安全を図るため、賃貸人の費用負担により、給茶機の転倒防止対策を行うものとする。

（６）茶粉、コップの費用負担及びその補充は賃借人が行う。

９．給茶機保守業務

（１）年２回定期点検とサニタリーメンテナンスを実施し、給茶機の機能及び性能維持を図り、常に最適な状態で使用できるようにする。

また、定期点検において、給茶機の機能及び性能維持に必要な部品等の交換を行う費用は、賃貸人の負担とする。

（２）給茶機に障害等が発生し、緊急に対応が必要な場合は、賃借人の呼び出しに応じて速やかに技術者を派遣し、緊急点検を実施すること。

なお、緊急点検においては、障害等の内容及び修理等の状況報告を行うこと。

さらに、障害復旧に時間を要し、給茶機の使用に支障をきたすことが予想される場合は、代替機の設置等を含む対応をとること。

１０．物件返還費用の負担　賃貸借契約の満了に伴う物件の返還費用は、賃貸人が負担する。

１１．契約不適合責任　賃貸人は、契約期間中、契約不適合責任を負う。

１２．動産総合保険の付保　契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険を賃貸人の負担により付保する。

１３．公租公課　公租公課は賃貸人の負担とする。

１４．権利義務の譲渡の禁止　この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。